

第 2 3 期佐世保市農業委員会第 1 回総会議事録

1 開催日時 平成 2 9 年 7 月 2 0 日（木） 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 3 0 分

2 開催場所 佐世保市役所 4 階 全員協議会室

3 出席農業委員（19名）

1 番	有馬 秀志	1 1 番	近藤 誠
2 番	川上 宗康	1 2 番	富川 利光
3 番	阿波 茂敏	1 3 番	水口 一男
4 番	長谷川 清美	1 4 番	田中 広昭
5 番	八並 秀敏（会長）	1 5 番	西尾 正喜
6 番	浦 清 一	1 6 番	赤木 行秀
7 番	川口 勇二	1 7 番	松永 信義（副会長）
8 番	小川 徳衛	1 8 番	内野 正実
9 番	井手 源一郎	1 9 番	大宅 和子
1 0 番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員 なし

5 農業委員会事務局職員

事務局長	堤 正英
事務局主幹兼次長	中里 忠義
事務局副主幹	坂井 通利
事務局係長	菊永 朋美
事務局係長	天羽 孝太郎

6 議事日程

第 2 3 期佐世保市農業委員会第 1 回総会次第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 仮議長選出
4. 議事録署名人選任
5. 農業委員会会長の互選について
6. 委員議席番号決定について
7. 農業委員会副会長の互選について
8. 委員活動地区の決定について
9. 農地利用最適化推進委員の決定について
- 1 0. 事務連絡事項
- 1 1. その他
- 1 2. 閉会

7 会議の概要

事務局 それでは、定刻になりましたので、第23期佐世保市農業委員会第1回総会を開催いたします。委員総数19名中19名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条に基づき総会が成立いたしておりますので、只今より、第23期佐世保市農業委員会第1回総会を開催いたします。本日の総会は、農業委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会であり、「農業委員会等に関する法律第27条第1項」の規定により、佐世保市長が招集しております。

本総会は、お手元に配付しております総会資料の総会次第に基づき進めさせていただきますが、仮議長を選出するまでは、私、事務局長の堤が総会の進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初にお断りを申し上げたいと思いますが、委員名簿及び仮議席につきましては、市長からの選任通知順としておりますのでご了承ください。それでは、総会次第の2番の委員紹介を事務局次長がいたします。お名前を読み上げますのでその場でご起立をお願いいたします。

事務局 それでは、改めまして委員をご紹介しますので、名前を呼ばれましたら、自席にてご起立願います。有馬秀志委員、川上宗康委員、阿波茂敏委員、長谷川清美委員、八並秀敏委員、浦清一委員、川口勇二委員、小川徳衛委員、井手源一郎委員、辻茂樹委員、近藤誠委員、富川利光委員、水ロー一男委員、田中広昭委員、西尾政喜委員、赤木行秀委員、松永信義委員、内野正実委員、大宅和子委員、以上19名でございます。

事務局 続きますので、3番の仮議長の選出に移りたいと思いますが、選任の方法はいかがいたしましょうか。お諮りいたします。

全委員 事務局一任

事務局 事務局一任とお声がかかりましたので、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

事務局 それでは、ご異議がないようですので、前例に従いまして、最年長であります井手源一郎委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

仮議長 それでは最年長ということでご指名を受けましたので仮議長を務めさせていただきます。議長即ち会長が決まりますまで、何とぞスムーズな進行となりますよう皆様のご協力をお願いします。それでは、初めに総会次第4番議事録署名人の選任ですが、佐世保市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人2名の選任をしたいと思いますが、私に一任させていただきますか。

全委員 異議なし。

仮議長 それでは、有馬委員と川上委員をお願いしたいと思います。ご両人よろしいでしょうか。

有馬・川上委員 はい。

仮議長 よろしくお願ひします。それでは、早速、議事に入ります。第1号議案第23期佐世保市農業委員会会長の互選についてでございますが、会長の互選につきましては、佐世保市農業委員会規定第2条第1項、会長の互選は委員を市長が議会の同意を得て任命した後、最初に開かれる総会において行うものとするものと定められております。佐世保市農業委員会代表者等互選内規第4条の規定によりまして、投票と推薦の方法がございまして、いかがいたしましょうか。お諮りいたします。

浦委員 その前に、今までと違った形で農業委員会の改革があった。前は3名の方が選任され、第1選挙区、第2選挙区、第3選挙区から1名ずつ出て選ばれていたが、それが出来なくなり、この19名の中から会長を選ぶということになった。今まででは東からしたり西からしたりとか、交互にやりながら農業委員会自体が仲良く行ける状態であった。今回のような形だと、どうしても片方から固まったりとか問題が出てくるのではないかと思った。それと、認定農業者といった問題も出てきた。各地区で認定農業者を選出するため相当苦労している。私の所も2名出すために、3回も4回も会議をしてようやく決めた。今度の役員についても、2名であれば、半数の1名は、認定農業者から出てこられた方をどちらかに持っていくことが筋ではないかと思う。というのは、3回も4回も会議をして認定農業者を進めた地域にとっては、もしも認定農業者でない方が二役になると進めたほうは顔向けができないので、もう少し議論を進めてもらいたい。今回、改革が行われ、この佐世保についても今後いろいろな問題が起きないように決めていくやりかたのほうがいいのではないかと思う。

仮議長 今、浦委員のほうから意見がでましたが、どういたしましょうか。

西尾委員 私は、会長について浦委員はどちらかにということでしたが、今回から新しい農業委員会の体制が始まっており、認定農業者というのを打ち出しながら選ばれた方が多いので会長については認定農業者の中から選び、副会長についてはどちらでもいいというような形のほうがいいのではないかと考えます。

仮議長 今、会長は認定農業者がいいということでしたが、そのほかに何かご意見ありますか。

水口委員 吉井の水口です。会長は認定農業者のほうがいいかとは思いますが、絶対的な要件になるのかどうかは別の視点から見る必要があるのではないかと思います。やはり農業委員会を代表する市長にものを言う、いろんなところに意見を言う、会長としてふさわしい経験、人物、信頼、という中から選んでもいいのではないかと申し上げておきます。

仮議長 新しいご意見として、認定農業者が絶対的なものではないというご意見です。たしかに経験豊富な方もいらっしゃいます。一概になんでもかんでも認定農業者と言われているが、認定農業者がやってもらえるのがいいが、その点みなさんどうでしょうか。

阿波委員 認定農業者にとられる必要はないのかと思うが、国の進め方と県内各農業員会のトップをこれから推薦されてくると思うが、認定農業者が会長になってくるというのが流れかなと思う。各地区から出された認定農業者の中から選べないという事態が生じればその時点で考慮していただければいいが、今回については、そういう進め方がわたしとしてもいいのではないかと思う。

- 仮議長 さまざま意見が出ているが、どういたしましょうか。
一応、推薦と投票というのがあるわけですが、それをどちらにするかというわけですが。
- 水口委員 選考委員会をするという考えはないのか。
- 仮議長 推薦の場合は、選考委員会を開きます。投票の場合は各地区から集まってもらって、立候補される方、自薦他薦を問いませんけどそういったものがある。
まず、どちらかにしないと先に進みませんので、推薦か投票かということです。
- 川口委員 選考委員会を開いたほうがいいのではないかと思うが。
- 仮議長 選考委員会を開くのであれば、推薦になります。
- 水口委員 選考委員会を開催したら最終的には決定になるのか。
- 仮議長 それを持ち帰って総会でご承認いただけないといけません。
- 浦委員 選考委員となりますと、選考から漏れる地区がでてくるのでは。
- 仮議長 選考は3地区に分けて、南部、中部、北部というように。
- 有馬委員 今度の農業委員を選ぶ場合、条件として過半を認定農業者を推薦してくださいということで、各地区で推薦をされたと思う。私も南部の針尾のほうですがいろいろ苦労した。認定農業者の総会まで開いた中で出した。農業委員に信任された方はある程度の条件を満たした方が推薦され任命されると思うが、先ほど話が出ていたが、会長を選任する中で各地区ごと南部、中部、北部というお話を聞いたが、総会の中で推薦をするということがいいのではなかとと思います。
- 仮議長 推薦でよろしいですか。
- 小川委員 今回法律が変わりまして、いろいろな条件が変わり、新しく農業委員が選任されたが、推薦になるといろいろなことがあると思うので、今回は地区割りということを考えず、全体から19名の中から、みんなで決めるという考えで選挙がいいのではないかと思う。
- 仮議長 今、推薦と投票と二通り出てきたが、どちらかに決めていただきたい。
推薦と投票の違いを事務局から説明をしていただく。
- 事務局 推薦と投票ということで意見が分かれているが、推薦となったらどうなるのか、投票となったらどうなるのかを前例を含めて説明いたします。
推薦となりますと、前回26年度の時は、委員37名中、市内19の地区から選挙による各委員1名、1号委員から1名、2号委員から1名の合計21名で推薦委員会を設けていただきまして、推薦委員となられました方は、別室にて話をされましてその中でお一人の方を決めていただき、総会に持ち帰り、その方を推薦ということで決まったが、いいのかを総会で図り、3分の2以上の賛同を得たら会長となる。

選挙となると、まず、選挙立会人の選出を決めていただき、委員の中から3人の選挙立会人を決めてもらい、次に立候補の受付を行います。自薦他薦でもいい。その後委員一人ひとり単記無記名で投票したのち、事務局で集計し、得票で2分の1以上あれば決定となる。以上が投票の場合です。

仮議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、再度、お願いですが、推薦にするか投票にするかということです。それでは、決をとります。推薦でいいという方挙手をお願いします。

（15名の挙手）

仮議長 　3分の2以上の方が推薦ということで挙手されましたので、推薦といたしますよろしいでしょうか。

全委員 　異議なし

仮議長 　では推薦にいたします。推薦となった場合推薦委員を選定しないといけません。推薦委員を出す地区割りとな数はいかがいたしましょうか。法の改正により前回のようにはなりません、特になければこちらから提案してよいでしょうか。

阿波委員 　先ほど会長は認定農業者からという所をはっきり決めずに進められているが。

仮議長 　推薦ということですので、推薦委員会の中で認定農業者がいいと思われれば認定農業者を推薦していただければいいと思うが。

阿波委員 　分かりました。

仮議長 　それでは、地区割りをこちらから提案してよろしいでしょうか。では市内を委員の住所地ごとに3地区に分け、針尾から日宇の南部地区、佐世保から相浦九十九の中部地区、吉井から鹿町の北部地区の3地区とし、各地区から3名ずつ合計9名で推薦委員会を設け推薦することになります、これでよろしいでしょうか。

全委員 　異議なし

仮議長 　それでは各地区委員で協議の上、推薦委員を選出していただきます。

事務局 　それでは各地区で各3名ずつ出して合計9名で推薦委員会を設けるといことできまりましたので、各地区で分かれてお話し合いしていただいて推薦委員を決めていただきまして、決まりましたら私の所にご報告をいただきたい。

仮議長 　それでは、推薦委員さんが決まりましたので、事務局から報告お願いいたします。

事務局 それでは南部が、川上委員、長谷川委員、浦委員、中部、川口委員、小川委員、富川委員、北部、水口委員、西尾委員、内野委員、以上9名です。なお、佐世保市農業委員会代表者等互選内規第3条第1項の規定により、会長互選の進行は仮議長が統括するとなっておりますので、推薦委員会に仮議長も同席をお願いいたします。別室にご案内いたします。

仮議長 それでは、推薦委員が決定しましたので、早速、選考に入っていただきます。総会を暫時休憩いたします。

（別室で協議）

仮議長 それでは決定いたしましたので、引き続き総会を再開いたします。選考結果を報告いたします。第23期佐世保市農業委員会会長に早岐地区の八並委員が推薦されました。只今、報告しました八並委員を第23期の佐世保市農業委員会会長として承認される委員の挙手をお願いいたします。

（17名挙手）

仮議長 賛成多数で佐世保市農業委員会代表者等互選内規第9条の規定により、出席委員の3分の2以上の同意があったものとして、八並委員を第23期佐世保市農業委員会会長に決定いたします。ここで会長より就任のご挨拶をお願いします。

会長 皆さんこんにちは、早岐の八並でございます。只今ご指名を受けたわけですが、大変これまでにつきましては、私も苦渋の選択と申しますか大変苦しい思いをしながら今日来たのが本当の理由でございます。私もまだまだ先輩多数おられる中で私に務まるかなという気持ちでございました。ご指名を受けた以上、一生懸命、農業委員会の発展ため、佐世保市の農業の発展のために微力ではございますけど、頑張っていく所存でございます。どうか皆様方の今まで以上のご指導とご鞭撻を賜りたいと思います。大変簡単ではございますが、就任にあたりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

仮議長 ありがとうございます。会長が決まりましたので、これをもちまして仮議長の務めを終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局 会長が決定しましたので、佐世保市農業委員会会議規則第4条の規定により、これからの議長を新会長の八並委員をお願いいたします。

議長(会長) これより、佐世保市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長を務めさせていただきます。

 それでは、第2号議案第23期佐世保市農業委員会委員議席の決定についてでございます。総会の議席を決定したいと思いますが、佐世保市農業委員会会議規則第7条に基づき、私に一任していただけますでしょうか。

全委員 異議なし

議長 それでは、市長からの辞令を受けました選任通知順で議席を決定してよいかお諮りいたします。それでは、委員の議席については、市長からの選任通知順でご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

全委員 (挙手多数)

議長 賛成多数により決定いたします。

議長 次に、第3号議案第23期佐世保市農業委員会副会長(会長職務代理者)の選任についてでございます。副会長の互選につきましては、佐世保市農業委員会規定第3条第1項に、委員会に副会長(会長職務代理者)1名を置くとされており、また、佐世保市農業委員会代表者等互選内規第3条第2項の規定により、副会長の互選については、会長が統括するとなっております。互選につきましては、佐世保市農業委員会代表者等互選内規第4条の規定により、投票と推薦の方法があります。いかがいたしましょうか。お諮りいたします。

阿波委員 会長の選出のときも推薦でしたので、副会長についても同様に進めてよいのではないかと思います。

議長 推薦という発言がありましたが、ご異議ありませんか。

全委員 異議なし

議長 異議もないようですから推薦に決定いたします。推薦委員については、先ほど会長選任時の推薦委員の方々をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうかお諮りいたします。

全委員 異議なし

議長 異議がないようですから、そのように決定いたします。それでは、早速、選考に入っていただきます。先ほどの推薦委員の方は、先ほどの互選会場で協議していただきます。ここで総会を暫時休憩いたします。

局長 それでは、先ほどの推薦委員の方、会長も別室の互選会場に移動いただきまして選考をお願いいたします。

(別室にて協議)

議長 それでは、引き続き総会を開催いたします。それでは、推薦委員会の選考結果を報告します。佐世保市農業委員会副会長に江迎地区の松永委員が推薦されました。松永委員を副会長(会長職務代理者)に決定することにご異議ない方の挙手をお願いします。

(17名挙手)

議長 賛成多数により、第3号議案第23期佐世保市農業委員会(会長職務代理者)の互選については、松永委員を副会長(会長職務代理者)として決定いたします。それでは松永委員ご挨拶をお願いします。

松永委員 皆様こんにちは、副会長ということでございまして、私と八並会長は、非常に仲がいいのでそういうことになったかと思いますが、どうか皆さん会長を助けて一生懸命頑張りますのでよろしくご協力ください。ありがとうございました。

議長 それでは、第4号議案委員活動地区の決定についてでございますが、農業委員として業務を行うにあたり主たる活動を行う地区を決める必要があります。

本日、農業委員として任命を受けた委員については、市内18地区の各地区の団体等から推薦を受けておりますので、それぞれの地区で推薦を受けた委員を当該地区に1名配置することができます。また、利害関係のない委員として推薦され、任命を受けた委員については、その者の住所地である地区に配置することが適当と考えます。以上のことにより、委員活動の主たる地区については、提案しております地区のとおりでよいかお諮りいたします。何かご意見等ございましたら、挙手の上、議席番号と氏名を言って発言してください。

全委員 異議なし

議長 異議がないようですので、それでは、委員活動地区について提案どおりいただける方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数により第4号議案委員活動地区については提案どおり決定します。

議長 それでは、第5号議案第23期佐世保市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 農地利用最適化推進委員については、農業委員会法の改正に伴い、新たに新設されたものであり、農業委員会はこの推進委員を委嘱しなければならないとされております。法改正以降これまでに、推進委員の定数に関する条例を制定し、今年2月に実施した募集により、各地域団体から推薦があった18名について、今年4月の農業委員会総会において、評価を実施した結果、全員を農地利用最適化推進委員の予定者として決定したところでございます。推進委員の決定及び委嘱にあたっては、新しい農業委員会によって行うこととされておりますので、本日議案として上程するものでございます。第5号議案をご覧ください。指定された18地区ごとに、各推進委員が各1名となっており、氏名等は記載のとおりでございます。以上でございます。

議長 第5号議案第23期佐世保市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について、委員の皆様何かご意見ございましたら、挙手の上、議席番号と氏名を言って発言してください。

全委員 異議なし

議長 異議なしとのことですので、それでは、第5号議案第23期佐世保市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について異議ない方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数と認めます。よって、第5号議案第23期佐世保市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定については提案どおり決定いたします。

議長 本日の議案は、すべて終了いたしました。
次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。

事務局 (連絡事項説明)

議長 他に質問がなければ、第23期佐世保市農業委員会第1回総会の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会いたします。ありがとうございました。